「裁判員経験者と法曹三者との意見交換会」議事録

１　日　　時　平成２５年２月２６日（木）午後３時から午後５時まで

２　場　　所　長野地方裁判所大会議室（本館５階）

３　参加者等

司会者　石　井　忠　雄（長野地方裁判所長）

裁判官　髙　木　順　子（長野地方裁判所刑事部部総括判事）

検察官　町　田　　聡（長野地方検察庁検事）

弁護士　小　澤　　進（長野弁護士会所属）

補充裁判員経験者１番　男性・地方公務員

補充裁判員経験者２番　３７歳・男性・会社員

補充裁判員経験者３番　６４歳・女性・主婦

補充裁判員経験者４番　８３歳・男性・無職

補充裁判員経験者５番　６２歳・男性・会社員

補充裁判員経験者６番　５６歳・男性・会社役員

裁判員経験者７番　７４歳・男性・無職

長野司法記者クラブ記者　５人

４　議事録

司会者

裁判員裁判の裁判員の経験者の方，補充裁判員の経験者の皆様，本日はお忙しいところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。この意見交換会は，裁判員裁判を経験された皆様方から率直な感想や御意見を伺うことによって，今後の裁判員裁判の運用の改善につなげたいということで実施しているものでございます。裁判員裁判の審理が国民の皆様にとって分かりやすいものになっているのかどうか，さらに，より分かりやすいものに

するためにはどのような点を改善したらいいのかという点を中心に，この手続きに関与された皆様から率直な御意見を伺いたいと思っているところでございます。今日は，裁判官，検察官，弁護士からもそれぞれこの会に出席していただいております。裁判所からは，裁判長をつとめた髙木裁判官にも出席していただいております。まずはじめに，皆様のほうから，裁判員裁判に関与された全般的な印象とか感想といったものを伺って，話を始めたいと思います。私の方から，御紹介しながら順番に感想などを伺えたらと思いますので，よろしくお願いします。１番の方が，関与されたのは，平成２３年で，ちょっと前の事案になりますが，事件としては，強姦致傷という事件でございました。判決を拝見しますと，焼鳥屋さんの店長が，閉店後に常連客の女性を強姦しようとしたけれども抵抗されて，その目的を達しなかった。ただ，そのときに女性にけがをさせたといった事案のようでございます。求刑が懲役５年ということだったようですが，判決は懲役３年執行猶予５年，保護観察付きという判決になっております。こういう事案でございますが，関与された率直な感想なり，印象といったものをお聞かせ願えたらと思います。よろしくお願いします。

１　番

感想なんですけれども，裁判を通して，被告の方がやったことがいいか悪いか，それは分かるんです。ただ，そのやったことと，それが懲役何年になるのか，ならないのか。その関係が正直よく分からないんです。ですから，今日の趣旨とは違うかもしれないですけれども，率直な感想としては，裁判員が有罪か無罪か決めるだけで，量刑っていうのは，裁判官の方が決めたほうが良いの

ではないかと。あと，ちょっと話が大きくなりますけれども，裁判員が担当するのは，刑事事件全部，ただ，全部といいましても有罪無罪かを判断するだけですから，事故を起こしたとか，なんかやっちゃったとか，どう考えても有罪の人はそちらに来ないから，極端には増えないような気がします。その方が，裁判員としてのシステムがより活かせるような気がします。

司会者

１番の方は補充裁判員という形で関与されたわけでございますが，補充裁判員として関与して，何か物足りなかったといった点がありましたら，補足していただければと思います。

１　番

裁判長並びに裁判官の方の御配慮で，そこそこというか，かなりというか，発言させていただいてますので，特には感じてはいません。

司会者

ありがとうございました。今日は補充裁判員で関与された方が，多く参加していただいてますので，そういうふうな感想もつけていただけたらと思います。それでは，２番の方ですが，２番の方は，強盗殺人，死体遺棄というちょっと大きな重い事件を担当されました。補充裁判員として担当されたわけでございます。事件は共犯者４名が共謀して高利貸しを営む資産家一家３名を殺害し，現金を強取した上で，遺体を遺棄したというような事案，２番の方の事件にはもう１件，先行する別の死体遺棄事件がついていたという，判決を拝見するとそのような事件でございます。なかなか期間も長かったようでございますし，内容も判断するところがたくさんあって，難しい事件だったように思いますけれども

率直な感想なり印象をよろしくお願いします。

２　番

テレビとかで見て，まさか自分が選ばれるとは思っていなかったんですけれども，長野市で大きな事件があって，私もびっくりして，選ばれまして，自分でいいのかなとは思っていたんですけれども。実際経験してみて，いい経験にもなりましたし，勉強にもなりました。補充裁判員として参加させていただいたんですけれども，裁判員の方とも変わりはないと思います。

司会者

ありがとうございます。この事件は死刑判決だったということでも話題になった事件だと思いますけれども，死刑の評議をするといいますか，そういうことについてはどんな感じを持たれたでしょうか。先ほど１番の方は量刑は裁判官に任せた方がいいんじゃないかということでしたが，そのあたりはいかがでしょうか。

２　番

量刑の方もそう考えましたね。やっぱり裁判官の方々で決めてもらった方がいいのかなと思いました。今でもやっぱり忘れられないですね。

司会者

３番目の方ですが，３番目の方も同じ内容の事件で，違う被告人の事件を担当されたということでございます。補充裁判員として関与されましたが，今の最後のような点も含めて，量刑まで裁判員が意見を言った方がいいのかどうかということは，こういう会を何回かやっておりますと，やっぱり有罪無罪を決めた以上は，量刑もやりたいといった御意見の方もかなりいらっしゃりますので，２通りの考え方があると思いますけれども，そのへんのこ

とも含めて御意見がありましたら，よろしくお願いします。

３　番

私も補充裁判員で，３人が殺された事件に携わらせていただいたんですけれども，ちょっとこの被告人は，書類を見たら私の家から歩いて５分のところがお家だったんですよね。だけれども，ちょうどこの裁判が始まったころは，この方は引っ越して，いらっしゃらなかったんです。もし引っ越していなかったら，こんな近くの人の事件に携わるのはちょっとと思ったんです。子供も同じ学年で，もしお母さんと顔でも合わせてたらなと思ってよく見たら，ちょっと学年が違ったから合わせることなくて，良かったなあなんて思ったんですけれども。この裁判が決まった場合に，本当でしたら，その日にちが来る一週間前とかに１日くらいは，私たちはあまり知識的にもそんなに勉強していないもので，一応，通り一遍の，強盗殺人はこういうときは，こういうふうに考えていただくのも一つの例ですよというような感じで，少し１日くらいでも時間がとれたら勉強会をして，その事件に臨むと，少しは考え方も違ってきたのではないかなと。やっぱり本当にその勉強とかに携わってないと，通り一遍の考えというのと，やっぱり勉強した人のこれならこれはこういうことだったから，こうなるんだよっていうことがよく理解できない面もあったから，裁判員に決まった人は１日くらい，そんな柔軟な感じで１日予備の勉強会みたいなのがあったら，良かったんじゃないかなと思いました。それで，今回も何人も証人があったりして，１日２人くらいの証人を聞いたことがあったんです。朝９時から６時くらいまでずっと話をいろいろ聞かされて，なかなかノートで整理するというように私たちもそんなに物を書くことに慣れなかったこともあっ

たので，ちょっと聞き落としたこともあったんですけれども，そこらへんの時間的な配慮もほしかったなと思いまして。あんなこともあったんだけど，書き留めていなかったから忘れちゃったわってこともありましたけれども，ちょっとそんなことが後でやっぱり勉強不足だった，解釈不足だったこともあったんじゃないかなと，今思いました。でも評議の時は皆さん，いろいろ気楽に意見を出し合って，話し合いをさせていただきましたので，それは問題なかったんです。今回の事件にも本人にも非があったんですけれども，相手側にもだいぶ大きなリスク，いけないこともあったったんですけれども，そういう場合にはやっぱり，今度の強盗殺人っていう面だけで量刑を考えていいのか，相手のこともだいぶ被告人に対してやったことに対していろいろな殺意があった，いけないこともあったんですが，相手のそういうことも考えた上で，少し量刑を軽くなるってことはできないのかなって，そういうことも私も勉強不足だったのでね。ちょっと私が担当した人には１回死刑になって，その後上告して，どうなったか新聞見忘れちゃったんですけれども，私が担当したあとの人はこれからの上告でまた判決で決まるようなんですけれどもね。ちょっとそのへんも私たちも感情的になってはいけないと思うんですけれども，ちょっとこの人の場合も，無期懲役でもよかったんじゃないかななんて思うようなこともありましたけれども，ちょっとそこらへんの素人考えと知識がある人の考え方とでは，どこまでこういうことが，こういうふうにしか考えちゃいけないというところが分からなかったので，予備知識とか勉強会とかね，ちょっとやっていただければ良かったというふうに思いました。

司会者

ありがとうございます。予備知識の勉強会っていうのは，やるとすればどの段階ですか。裁判員に選ばれて，裁判が始まる前に，前っていうのは裁判所もまだ中身がよく分かっていないので，評議の初めでしょうか。時期的にはどうでしょうか。

３　番

何日から裁判が始まりますから，裁判所にお越しくださいっていったその一週間くらい前に，一般的なことで，事件に関わりないような，もしこういうような事件があって，強盗の場合にはこうなって，強盗殺人ってなった場合にはどうしても死刑だよ，それも殺人も１人殺したときは２人殺したときと同じかどうか，そのへんも素人考えで，同じに考えていいのか，１人殺しても２人殺しても本当はいけないんですけれどもね。１人の場合もあるし，こないだ死刑になった方も駅で，大量に何人か殺人しましたよね。だから，そういうときの考え方もどういうふうに考えることが，素人考えでいいのかなって，そういうところの難点もありますので，そういうような場合もこんなふうに考えて言っていただければ，こうなんですよって一般的に，そんなに突き詰めないでもいいんですけれども，ちょっとそんなようなことも教えていただけたらなって思いました。

司会者

いろいろ情報があったら，もっと考えられたのになと，そんな印象でしょうか。４番の方も関連する事件の１人を補充裁判員として担当されたということです。こちらの被告人は懲役２８年という刑になりました。少し，他の被告人と判決が違ったわけですけれども，関与されてどんな印象でございましたでしょうか。

４　番

私どもの裁判も２番さん，３番さんと同じ事件の４人目の方の裁判なんです。共謀共同正犯っていうんですか。それに入るか，入らないかというのが争点のような感じでした。私も補充裁判員ということで，裁判員の方と一緒にいろいろ証拠やら犯罪の状況やらを審理させていただいたんです。人を殺すということは，仮に殺された方に非があっても，これは殺した方が悪いと，私は思いました。今回もいろいろ３名の方が死刑になりましたけれども，悪人だから，あるいは，意地悪された，一生奴隷のように働かされるというようなことであっても，殺してはいかんというふうに思いました。そういう死刑判決が出た裁判の，共同正犯かどうかというところだったのですが，直接手は下さなかったと，しかし，強盗でお金を取った約半分いただいたと，ということは金のために３人も殺したということを承認して協力したということで，検察官の方は無期を求刑しました。量刑，最高３０年だそうですが，ずいぶん裁判員の方協議をしておりました。補充員として審議を聞かせていただいたんですが，適当だったと。裁判員の方もだいぶ苦労したようです。

司会者

補充裁判員として御覧になっていて，４番の方は結論として妥当であったというふうに思われたと，そういうことでよろしいでしょうか。ありがとうございました。それでは次に５番の方にお尋ねいたします。補充裁判員として事件に関与していただきました。事件は現住建造物等放火の事件でございます。簡単に申し上げますと，被告人は引きこもりだったということで，いろいろ動機といいますか，母親の不満，あるいは自分に対する嫌悪感などから，絶望的な気分になって，祖母宅とともに情けない自分を消してし

まいたいというふうなことで火をつけたということで，このお宅を全焼させてしまったと，こういう事件のようです。なかなか心理的にも複雑なところもあったと思いますけれども，結論は懲役３年の実刑判決ということのようでございます。印象や感想などよろしくお願いします。

５　番

その前に自分のことですけれどもお話したいと思います。若いころ，裁判というものにほとんど関心がなかったのですが，１４年前ですか，私の知人の御主人が裁判に巻き込まれて１３年ずっと裁判という生活を送ってきたということもあって，私も陰ながら応援していた，ずっと来ていた裁判が昨年の秋に最高裁で結審になったというようなことで，十数年前から裁判にものすごく関心を持つようになったと。今回，偶然にもこういう裁判員に携わることができたということで，今，所長の方からありましたが，今まで言われた方よりかは難しくないといいますか，執行猶予を付けるか付けないかという事件だったと思います。そういう裁判員を経験しまして，今まで以上に新聞あるいは雑誌等々で裁判というものの記事に関心を持って見るようになり，また，スクラップしたりするようになったと。特に今回携わった事件が，中学から１５年も引きこもった被告が，３０歳ですが，こういった裁判に携わって，いろんな立場の方，被告人，被告人の家族，被害者といろいろな立場の人がいるのですが，自分自身，あるいは自分の家族とオーバーラップして事件を見る，あるいは考えるようになったと。例えば，この被告人が自分の息子とちょうど同じ年なんです。もし自分の息子が中学のころからずっと３０まで引きこもっていたら，考えられないだろうなとか，そういうようなことと

か，あるいは１５年もどうしてほっといたのかというようなことを自分なりに真剣に考えるようになりました。それからもう１点は，幼い赤ちゃん，子供の虐待の事件が最近いろいろな事件が起き，また裁判がなされていますけれども，私も小さな孫と重複させたときに，どうしてこんなことができるのだろうかとか，そういうふうなことを自分なりに真剣に考え，事件あるいは裁判そのものを見るようになったということで，非常に貴重な体験をさせていただきました。ありがとうございました。

司会者

どうもありがとうございました。それでは，次は６番の方ですが，６番の方も補充裁判員としての関与ということでありました。事案は殺人，自動車運転過失傷害，道路交通法違反といったもので，犯行時少年の事件であったと思います。お酒を飲んで車を運転し，前方不注視で女子高生２名をはねて，１名を引きずったまま逃走して死亡させたという事案だったと思います。懲役１７年という判決でした。どんな感想をお持ちになられましたでしょうか。

６　番

まず感想は，非常に長かったという感じを受けました。あと，先ほど１番の方が量刑という感じがありましたけれども，裁判員裁判のことの発端というのが，やっぱり私の知る限りでは，東名高速でトラックに後ろから衝突されて幼い子が亡くなった，そのときに法律がその後，危険運転致死傷とか様々変わって，量刑も変わってきたと。でも，まだまだわれわれ民間の考え方からいくと裁判員裁判になる前の量刑っていうのは，少ないんじゃないのということがことの発端ではないかと自分では思っていました。たまたま今回，飲酒による死亡ひき逃げ事故ということで，携わら

せていただきましたけれども，やはり，人一人の命と重傷の方がおられる，それと加害者の当時，少年だったんですけれども，その方が認めるか認めないか，飲酒は認めるけれども，ひいた覚えがないというぎりぎりのところの認定というのが，非常に難しかったのかなとつくづく思いました。もう１点は，今この方は控訴されていますけれども，この控訴の結果が非常に気になるなと思います。最後に補充裁判員として，公判での発言は当然できませんでしたけれども，メモを十分活用していただいて髙木裁判長ほかの裁判官の御配慮いただきまして，十分補充裁判員としても活動できたかなと思います。

司会者

ありがとうございました。６番の方は審理期間が法廷は１５日くらいあったようですね。長期間の審理はどんな印象でございますか。

６　番

審理もそうなんですけれども，自分の仕事というか，それがどうやって配分できるかなと。ちょっと余談になりますけれども，私の参加させていただいた裁判においては補充裁判員が，裁判員の方が日々，一人ずつ諸般の事情でいなくなるという状況で，私が１人いなくなれば最後だという変なプレッシャーもありましたもので，なんとか乗り切れました。

司会者

どうもありがとうございました。審理期間の話など，後で時間があればもう少し伺いたいと思います。７番の方は裁判員として関与していただいたということでございます。事件は強制わいせつ致傷ということで，女性を車の中に連れ込んでわいせつ行為をし

ようとして，そのときけがをさせたというような事案でございました。裁判員として関与された御感想，あるいは印象などよろしくお願いします。

7　番

犯行があったかなかったかといいますか，弁護側，検察側，主張が真っ向対立といいますか，弁護側の方では，被告人は，そういう行為はあったのだけれども，これは合意の上だということで説明をし，検察側はそれに対して全く逆で強制わいせつ致傷という罪名のとおり無理矢理行為に及んだというようなことで，結局証拠がないんですね。証拠がないから決め手になるのは状況証拠といいますか，いったいどちらが本当のことを言っていて，どちらが違ったことを言っているのかということで，かなり判断に悩んだ面はございます。ただ，人間が常識的に考えていろんな途中経過があるんですけれども，そういうことは普通考えられないんじゃないかなとか，それは当然ありうるとか，結局裁判というのは，ある意味では人間が人間を裁くんだから，刑法の条文どおりにやればいいんじゃないかというふうに簡単に考えていたふしがあるんですけれども，こういう証拠のない裁判というのは，いかに人を裁くか，有罪にするかということは非常に難しい問題，それに対して責任を皆が持たなければいけないということでだいぶ苦しみました。一貫してなるほど裁判というのはこういう流れで行くんだということを身に染みて感じたわけですけれども，この裁判員裁判の経験以来，新聞報道などのとおり，裁判の記事はどんなに小さくてもできるだけ目を通すようにしましてね，例えば，懲役何年何月，執行猶予なんていうと，この人ここでいろいろな経過を経てこの判決に至ったんだなということで，何かちょっと

変な言い方ですけれども，今まで何気なく読んでいたそういう裁判の記事などが，親しみを持って，興味を持って読めるようになりました。この裁判員制度についても，やはり一般国民はほとんど裁判ってことを見たことも，現場で聞いたこともないと思いますけれども，こういう裁判員裁判という制度ができたことは，この裁判という制度を国民が理解する上では非常にいい制度だと思います。

司会者

どうもありがとうございました。最後の方の判決は懲役３年６月という結論だったと思いますけれども，最終的に量刑というのは納得をされたというところでしょうか。

７　番

納得しました。

司会者

ありがとうございました。それでは１番の方から７番の方まで関与された感想など，一通りお聞きしました。また適宜御発言いただいて結構でございますが，今日は初めに申し上げましたとおり，この手続を少しでも改善するような点があったら，いろいろアドバイスしていただいて，われわれのできることをやっていきたいとこういう趣旨でございますので，これから裁判の手続に沿って，この点はどうでしたかというふうなことで少し話を伺いたいと思いますので，よろしくお願いします。裁判の手続ですが，大きな流れは，一番初めに起訴状の朗読があって，有罪を認めるかどうかという認否がされ，それから証拠調べの初めの段階で検察官がこれから証拠によってこういう事実を立証しますというストーリーといいますか，こういう事実について証拠を出しますと，

こういう説明をして，これは弁護側も同じような説明をされたかと思います。その説明に沿って，その後で証拠を順次提出して，だいたいの場合は最後に被告人から直接話を聞くと，証拠が全部出し終えた段階で検察官の方からすれば論告，求刑，今の証拠に基づいてこういう事実が証明されたので，こういう刑が相当である，こういうふうな検察側の言い分，それから弁護側は弁護側でそれぞれ証拠調べの結果，こういう事実は認められないと，そういう主張をして，結論についても意見を述べるというふうな流れが法廷でされたと思います。その後皆さんは評議をして，判決の事実認定，結論について意見交換をされたという，大雑把にいうとそういう流れだったと思います。順番に印象に残っている点，あるいは，ここが分かりづらかったなという点があればお聞きしたいと思います。初めの段階は起訴状の朗読と認否というのは，どの裁判でも同じようにやるところですので，その段階で変だなと思ったようなことはございましたでしょうか。

特になければ次の検察官の方の説明のところからお話を伺いたいと思います。検察官の方から冒頭陳述，一番初めにこれからこういう事実を証拠で立証しますというプレゼンのようなものがされたと思います。その際に，書面が配られたのではないかと思います。その書面についての御感想を伺おうかと思いますけれども，率直に言って，字が多すぎて読みにくかったとか，さっと頭に入らなかったとか，こうした方が，こういうふうな形で書面を作ってもらった方がいいんじゃないか，そういうふうな点があったらぜひ，改善のための話でございますので，お話を伺いたい。とっても良かったというのであれば，それで結構でございますけれども。できれば１番の方から簡単に，いただいた書面はどうだ

ったかというふうなことでお願いできますでしょうか。

１　番

書面というか書類というのか，非常に分かりやすくて何ら問題ない，というよりむしろずいぶん裁判員に対して，気を遣って，いろいろ工夫していただいたなとそういう感じがしました。

司会者

今，ここが工夫してもらったなというふうに思うような点，思い出すような点がありましたら言っていただけたら。

１　番

文書だけかと思ったら，図のようなものも使っていただいて理解しやすいかと思いました。

司会者

２番，３番，４番の方はいろいろ長い書面が出たのかもしれませんけど，いかがでしょうか。２番の方から

２　番

内容的には分かりやすかったんですけれども，事件の重大さがちょっと大きいというんですか，その日その日が整理がつかないというか，そんな感じで大変だなとは思いました。

司会者

２番の方の場合は，一番初めの書類は何枚くらいあったんでしょうか。

２　番

事件が２つあったと思うんですけれども，説明は聞いていて分かりやすかったんですけれども，いろいろこんがらがった感じになっちゃって，ちょっと。

司会者

かなりボリュームがあった。印象でいいですけれども。

２　番

そうですね。

司会者

例えばもっと簡単な１枚紙のようなもので･･･。

２　番

そんなに簡単なものでなくてもいいと思うんですけれども。重大さが大変だったです。

司会者

では３番の方にも。

３　番

私の事件では，証人の方のお話が，３人か４人かな。その話が１人ずつ話すんですけれども１日に１人ずつではなくて，２人くらいあったときもあったんです。ずっと聞いていて長かったので，ちょっと理解に苦しんだから，そういうところも，あまり長くではなくて，１日１人くらいの話を聞いてじっくりっていうなら良かったなと思いました。それと量刑のとき，弁護士さんの方は，１２年って言ったんですけれど，検察官の方は死刑って言ったんですけれど，その格差がすごく大きいのだけれども，どういう点であんなに違うのかなっていうのは疑問に思いました。

司会者

それは最後のところですので。一番初めに出た書面というのは記憶にございますか。

３　番

あります。

司会者

それは，これからどんな話があるのかっていうのは，それですっと頭に入るような内容でしたか。

３　番

何枚かありましたけれども，やっぱり読み返さないと理解に苦しみましたけれども，やっぱりそれなりに大きな事件だったからほんの数枚ってわけにはいかなかったと思います。順序正しく書いてありましたから，そのとおりに文も読みながら理解していかないと結末に続かないので，それはしょうがないので，何回も読んで，自分で納得しなければと思いました。そんなに簡単にまとめられるものではなかったので，あれでいいと思います。

司会者

同じ話を４番の方にも伺いますが，検察官の方から，一番初めの話として出た書面というのは，記憶にございますか。

４　番

私ども素人だから，素人にも分かるように事細かに御説明いただいたのだと思います。思いますが，長すぎる。要点だけ言っていただいた方が，かえって素人にはいいと思います。私どもの裁判は１０ページ以上あったと思いますが，ちょっと長いような気がします。だからもっと要点だけ。検察官の方とすれば共同正犯だったかどうか，それを一生懸命証明しようと，証拠ではなくて私どもにも分かるように説明されたんだと思います。だけど，ちょっと素人には長すぎるような気がします。もっと要点だけ言っていただいたほうがかえって分かりやすかったかなというふうに思います。

司会者

ありがとうございました。弁護側からも書面が出ましたでしょう

か。

４　番

長かったです。弁護士さんの方は，殺人幇助と死体遺棄と，この２つを裁判員の方に分かるように説明したのだと思います。

司会者

印象としては，もう少しコンパクトにできないかという印象があったというふうなことでございますね。駆け足ですけれども他の方にも伺いたいと思います。５番の方いかがでしょうか。一番初めに出た説明の書面はどうでしたでしょうか。

５　番

私が携わったのは，先ほども言いましたけれども，そんなに難しい事件ではなかったので，検察官側から確か２１だか２だかの証拠が出て，弁護側から確か２つだったと思いますけれども非常に分かりやすい文章，それから画面で写真等々出てきまして分かりやすかったんです。ここにおられる皆さんが携わったもっとやっかいな事件でしたら，もっともっと証拠がたくさんあって大変だったと思っております。

司会者

５番の方には弁護側からも何か説明の書面が出ましたでしょうか。

５　番

確か出たと思います。何かすでに火災保険が出た証明書みたいなものだったと思うんですけれども，ちょっとぼやっとするような。

司会者

初めの段階の説明で，そういう指摘がされたということですね。６番の方は覚えておりますでしょうか。そのあたりのところを。

６　番

携わった事案は先ほど申し上げましたように論点は分かってましたので，双方争うのは１つしかないという，飲酒を認める，人をはねたのがあるかないかという論点が事前に整理されていたようですので，検察官側からの書類についても簡単明瞭だったと思います。あと印象に残ったのはこんなに標準語で書いていいのかなっていうのがちょっとありました。かなり，先ほど出てましたけれども，われわれ裁判員に分かりやすく，かなり時間を割いているなというのが書面に出ていましたので，その印象はありました。

司会者

そういう努力の跡がうかがわれたと，そういうことでしょうか。７番の方はいかがでしょうか。

７　番

冒頭陳述は検察側，弁護側ともに，私のやらせていただいた裁判では適量だったと思います。そう長くもないし，簡潔に表現されておりました。なかでも感心いたしましたのは，被害者である女性の証人尋問のときに，始まる前はいったい，こんな恥ずかしいことをされて，法廷にどうやって出てくるのだろうかと思ったら，ちゃんと，私たちの方からはその人の顔が見えるんだけれども，傍聴席とか報道関係者の方からはうかがえないように周りに仕切りといいますかがあって，なるほどこうやって人権は守られるんだなということで，裁判所側の配慮に感心をいたしました。

司会者

ありがとうございました。そうしますと，若干細かすぎるとか，もう少し簡潔でもいいのではないかといった御意見がありまし

たけれども，おおかたの方は，この事件だったらこの程度はしょうがないのかなという，そういうふうな印象だったということでしょうか。証拠調べの話にだいぶ入っていますので，少し証拠調べのことも伺いますけれども，証人の尋問が長かったという３番の方の御指摘がございますけれども，証人の尋問のほかに調書の読み上げというのがあったと思います。たぶんそれの方が先にやったのではないかと思いますけれども，そこのことについてはどんな印象を持っておられるかを伺いたいと思います。つまり調書ではなくて，そこの部分も直接証人で聞いてもらった方が分かりやすかったというのか，皆さんが体験したものについては，特にそこが問題にならないのであれば，皆さんが体験したような形で，調書の中身を読んでもらって理解するというので適当であったとお考えになるのか，あるいは読み方が下手だったからだめだったとか，そういうことでも結構でございますので。１番の方から，簡単で結構ですので印象でお答えください。

１　番

なにぶん，裁判の中身が中身なもので，極めて単純明快なもので，読んでいただいてなるほどと思いました。

司会者

１番の方の事件は，極めて短期間で審理も終えて，判決もできたということですので，そういう印象を持たれたのかなという感じはします。２番，３番の方は。

髙木裁判官

２番，３番の方の事件は調書がたくさん出て，共犯者が４人いましたので，共犯者の供述調書がそれぞれについて何枚も出ましたし，繰り返し同じことが，みんなでやっているわけですから，こ

の共犯者の調書からも出てくるし，また同じことが他の共犯者の調書からも出てくるといったようなパターンではなかったかと思いますが，そこらへんはいかがだったでしょうか。

２　番

同じことを何回もやって長いような気がしたかなと少し思いましたね。

司会者

もう少し合理的に，同じことだったら･･･。

２　番

あと，検事さんが話すのが早いかなというイメージはありましたね。

司会者

そういう御指摘は役に立つと思います。

２　番

ゆっくり分かりやすくといった印象がありました。

司会者

３番の方は印象はありますか。証人のことを先ほどお話ししていただきました。証人の前に関係の人たちの調書が，こういうことを関係の人が言っていますということで読み上げがあったと思うのですけれども，退屈だったとかですね，もっと上手にできないかなと思ったとか，そういうことがあったらぜひお願いします。

３　番

結構的確に書いてある調書だったので，長くて午後の時間になると，本当はいけないんだけれども眠くなりそうで。淡々とお話しされていたのはいいんですけれども，長かったから。それと，検事さんのが終わったらまた弁護士さんがありましたから。今日は

検事さんだけで，明日は弁護士さんだけって，それだけでその日が終われば今日言ったことが頭の中で整理とかあったんだけれど，１回６時ころまでかかったことがあったんですよね。やっぱり長かったから，そうすると１日中そういうことを聞いていることはなかったし，疲れてきて，頭の中の整理が回らなかったから，やっぱりそういうところもちょっと時間の配分とかね。それと４人が関わったから，証人の話があったんですよね。それも４人だから，今日はあれ，今日は･･･１日に一人ずつってことだったかな，重なったような気もするんだけれども，やっぱりそういうところも一人ずつきちん，きちんと話してもらって整理できれば良かったんだけれども，言葉の言い回しによっても陰と陽に変わってしまいますから，そこらへんの理解の仕方も，ちょっと今回のこの事件は複雑でね。４人もいたし，もし上へ上がってこいって言われたから上がってきたっていうのと，自分から上がったっていうのと，ちょっとした言い回しでも事件の内容的にも変わってしまいますので，ちょっとそこらへんが大変な事件だったので，あまり時間も長くならないように，証人の話とか，検事さんの話とかなるべく時間は６時くらいまでかからないで，４時くらいまでに終わって，頭の中が整理できればよかったかなと思いました。

司会者

ありがとうございました。証人尋問の話もせっかく出てますので，併せてでも結構でございますが，おそらく皆さん同じような進め方をしていると思うんですね。証人にならない人の供述調書は検察官が読み上げをして，こういう人がこういうことを言ってますよということを話をして，それが終わった段階で証人として出廷してもらっている人から証人尋問をした，それから被告人質問を

した，こんな順番になっているんじゃないかと思いますけれども。４番の方はいかがでしたか。調書を聞いているのは退屈だったとか，そういうことがあったら言っていただけたらいいと思いますが。

４　番

調書は退屈ではないんです。裁判の現場で読み上げたのは確かにおっしゃるとおり難しい面もありました。だけれどもこれはやっぱりそれでいいと思います。検事さんは共同正犯であるっていうことを立証するために調書を書いているんだと思います。なるほどなと。前の２番さん，３番さんの裁判の後ですから，同じ事案の最後，４人目の裁判ですから，前のことも知ってます。で，共同正犯であるのになぜ無期かと。その説明が長かったんだというふうに思います。

司会者

ありがとうございました。５番の方からまた事件が変わりますけれども，証拠調べの調書とかですね，証人尋問について何か印象的なこと，あるいはこうした方がいいというようなことがあったらぜひ。

５　番

調書の提示は分かりやすくて大丈夫でした。尋問ですけれども，検察側から，確か証人で８０過ぎのおばあちゃんがいたと思うのですが，ちょっと耳が遠くて，検事さんが大きな声で話すような場面もあったんですけれども，何かいい器具といいますか，補聴器みたいなのがあれば良かったのかなと思ったりしました。また，びっくりするような体験を法廷で見ることができたんですけれども，予定にない証人を髙木裁判長が，今日法廷にいるかどうか

分からないけれども，この人いますかということで，おったんです。その方が予定にない証人として台に立たれて，検察側の質問を受けたということを，ああこういうこともできるんだなあということで非常に貴重なところを見させていただきました。

司会者

それは貴重な体験をされましたね。

髙木裁判官

今，５番さんの御指摘，本当にありがたいと思います。その証人は公判前整理手続で裁判官と検察官と弁護人で審理を整理したときには調書でまかなうと，こういう整理だったわけです。ところが，聞いてみましたところ証人がとても重要な方だということが審理の中で皆さんからそういう声が上がって，そして法廷でも傍聴されていたので，採用して話を聞いたということでございました。その証人はこの一家に関わっていたカウンセラーの人でしたけれども，その証人尋問はやはり事案を理解したり，量刑を考える上で役に立ちましたでしょうか。

５　番

私個人的には，執行猶予をつける，つけないは，その産業カウンセラーの証人が役に立ちました。

司会者

それはやって，良かったということでしょうかね。次は６番の方，同じようなことですが，調書の朗読，あるいは証人についてですね，印象に残っているところがあれば，ここはこうした方はいいというところがあればぜひお願いしたいと思います。

６　番

私たちの裁判員の中はやはり分からないことは後で聞くのでは

なくて，休憩時間を取っていただいたときに，その都度，裁判官の方にあの発言はどういうことなのとか，審理が分からないとか，その都度聞いていました。調書はお昼のときとか，それから後での評議のときに裁判所の方で用意されて机の上に山ほど出てきますので，それをまた見ながら自分たちの中で整理していくということができたので，良かったと思います。

司会者

特に困ったことはなかったですか。

６　番

なかったです。

司会者

読み方が非常に早口だったという話も出ましたけれども，聞きにくいとかそういうことはなかったですか。

６　番

そうですね，こんなことを言っては失礼ですけれども，検察側とか弁護側の発言よりも証人の発言を重視していましたので，その印象の方が強かったです。

司会者

証人の方が印象に残るということのようですね。同じ質問になりますけれども，７番の方はいかがでしょうか。

７　番

検察側と弁護側の主張が真っ向から対立するわけですけれども，私たち裁判員は，ごく普通の常識で物を考えていきました。

司会者

証拠調べを聞いておられて，証人も出たと思いますけれども，後で振り返ると，この証人はいなくても審理できたのではないかと

いうふうな，そんな印象を持たれたことはないですか。

7　番

法廷で聞いているときは，例えば，双方から証人が出て，これはかなり長くお互いに質問したり，尋問やったりしているなと思ったのだけれども，かといって判決によって，人間一人の人生が決まるわけですから，私は長い時間かかるのもやむを得ないと思っておりました。最初に裁判するものは，もっと早く判決が出るんじゃないかと思ったんですけれども，法廷のほかにいろんな考えを巡らせたり，事件当時の様子を頭で描いたり近くを車で走ったときには現場といわれるところをちょっとキョロキョロ見たりしながらいくらか考えましたけれども，やはり人一人裁くということはいろんな証拠を積み上げていかなければならないので大変なものだということを改めて気付かさせていただきました。

司会者

ありがとうございました。特に法廷に出てきた証拠でこれは要らないと思ったとか，何でこんな証人を調べるのか，今でも分からないとそういうようなことはないでしょうか。では，公判前の準備手続できちんと裁判員の皆様に理解してもらおうということで，法曹三者で協議して裁判の日を迎えると，こういうことですので，皆さんが関与された事件では，その準備はうまくいったということかと思います。法廷の中にテレビのモニターがあったり，先ほど図を書いてもらったというような話もありましたけれども，こういう言葉とか文字以外の視覚に訴えるようなことについては，まだまだ改善の余地があるのではないかと思いますけれども，何かそういうところについて御意見があれば。あるいは，モニターが見にくかったといったことはありませんでしたか。モニターと

か画面とか図面とか使われましたか。

１　番

映っていたと思いますけれども，見やすくて何も問題なかったかと思います。

司会者

字が小さくてなかなか見にくかったとかありませんでしたか。

１　番

そういうこともなく見やすかったです。

司会者

皆さん特に画像とか図面のたぐいというのは，分かりにくいというのはなかったでしょうか。それでは，次に，締めくくりの話としては，検察官，弁護人の方から，最後の証拠調べの後，論告，弁論というような形でまとめの主張をする。先ほどなぜこんなに言い分，刑が違うのか分からないといったことも御指摘ありましたけれども。分からないというのはその説明が分かりにくいと，それぞれの立場からそういうふうに言っているというのは分かるけれども，なぜそんなに立場が違うのかが分かりにくいとこういうことなんでしょうか。

３　番

弁護士さんはあのとき１２年と言われたんですよね。だけど，検察官は死刑だって言われたのは，差が大分大きかったもので，どういう点であんなに量刑について差がつくって考えがそんなに違うのかなあということは思いました。

司会者

ありがとうございます。検察官の論告とか，弁護側の弁論について何か印象に残っている方いらっしゃいますか。

６　番

私たちの裁判は量刑に最も左右されたものですので，そのときの印象はそんなに，ぎりぎりの攻防はしてましたけれども大まかには，そんなに差異はなかったような気がいたします。

司会者

それでは，審理が終わった段階で，最後に評議に移りますが，今の論告や弁論というのは検察官，弁護人の最終意見ですので，そういうことを踏まえて評議をされたのだろうと思います。評議については裁判官と裁判員，それから補充員の方で意見交換をされたのではないかと思いますが，評議はいかがだったでしょうか。

１　番

評議は普通にできたんじゃないかと思います。

司会者

裁判員の７番の方はいかがでしょうか。７番の方は先ほどお話もでましたけれども評議をされるときに検察官や弁護人の最終的な意見というのは頭の中にあったでしょうか。

７　番

それぞれ，職業柄とはいえ，真摯に請け負うというか，検察側の方は，求刑どおり有罪に持ち込むためにいろんな状況証拠を説明する。あるいは弁護側の方は，熱心に弁護されて，私は最初国選弁護人と思わなくて，これは私選だくらいに思っていたんですよ，国選でかなりお二人若い弁護士さんでしたけれども，非常に懸命に弁護をなさっていました。

司会者

評議のときに裁判所からいろいろ説明があったり，こういう論点についてどう思いますかということで，進んだ部分もあるのかな

と思いますけれども，評議の場における説明とかそういうものについては，皆さん分かりにくいところはなかったでしょうか。

１　番

なにぶんにも裁判の中身が中身なもので，全く分かりづらいということはなくて，裁判長なり裁判官の方の説明も非常に適切で，ありがたかったと思います。

司会者

１番の方の事件は，比較的短期に終了したし，内容も分かりやすかったと，こういうことですね。２番，３番，４番の方の関与された事件はいろいろ法律的な論点も多くて，先ほどから共謀共同正犯という言葉が出てきてますけれども，評議の中で，そういう共謀共同正犯というのは，どういう場合をいうんですかねといった疑問もあったかと思いますけれども，そのあたりはちゃんと説明を，今覚えておられるか分かりませんが，その段階ではああそういうことなのかというふうな理解はできたということなんでしょうか。

４　番

検察官の調書を読ませていただいて，見せていただいたのですが，強盗殺人の共謀共同正犯，検察官さんはそういうことです。なぜ，共謀共同正犯かという説明が長くて，これは大変分かりやすいんです。

司会者

３番の方は先ほど事前に少し勉強する機会がもらえたら良かったんじゃないかとおっしゃっていたので，今回体験されて，そういう感想を持たれているということからすると，なかなか議論が分かりにくいところがあったのかなという気もするんですけれ

ども，説明自体はいかがだったでしょうか。

３　番

説明はよく分かりましたけれども，４人の共謀だったんですけれども，私のやった被告人もお金を４人で分けたときに，自分でそれを，「はい」ってもらわなければもらっちゃったから強盗になるんだねっていうような感じで理解をしていたんですけれどもね。そんなくらいで，そこらへんの知識も勉強不足だったので，やっぱり，自分からも勉強をしとかなきゃいけなかったなと思いました。

司会者

説明自体は分かったけれども，御自分でもっと勉強しておけばよかったなと，もっと勉強する機会があったら良かったなというふうな感想を持っておられるということでしょうか。

３　番

はいそうです。

司会者

２番の方，法律用語とか専門用語が分かりにくかったとか，そういうことはありましたでしょうか。共同正犯といった言葉が出てきたと思いますが，そういう説明はちゃんとしてもらえてよく分かったということでしょうか。評議の際に一緒に聞いておられましたよね。そのときどんな感じだったでしょうか。

２　番

専門用語が分からないこともあったんですけれども，休憩時間とかに，詳しく裁判長に伺ったこともあります。

司会者

６番の方も先ほど休憩時間とかに，裁判官から説明を受けてだい

たい分かったといったお話をされていたと思いますけれども，そのあたりは，過失とか専門的な考え方も出てくるようなところがありますけれども，だいたい理解して整理ができたということでよろしいでしょうか。

６　番

われわれの評議では，調書の中に出てくる鑑識が作った図ですかね，それがものすごい長い距離のことですので，分かりづらいということで，裁判所にお願いして，それを拡大したものを１０メートルくらい壁に貼って，そこに，ここにビデオがあった，ここに証人の家があったということを１つずつ潰していって，そういうことを落とし込んでいきましたので，すごくスムーズな評議になりました。

司会者

５番の方はいかがだったでしょうか。分かりにくいところの説明はきちんとされましたでしょうか。

５　番

評議室でボードに裁判官の方がいろいろ図式にして表していただきまして，細かな説明をいただきました。評議についてですが，最後の弁護士さんが，執行猶予をつけてもらいたいということで，われわれ裁判員に向かって，平等，公平ということを言って，そして，執行猶予のついた事例を２，３上げられたと。それを受けて評議室で，裁判長から画面で，いろんな類似の事件等々が示されて，執行猶予がついているもの，ついていないものいろいろ説明がありまして，非常にそのへんのところが，私は補充でしたけれども，分かりやすい説明がありました。

司会者

ありがとうございました。最後に，皆さんが裁判員や補充員を経験されて，評議の内容については守秘義務がありますよねという説明を受けたと思います。そういうことがその後，重荷になっているというふうなことがありますでしょうか。普段の生活でそれがいちいち気になってしょうがないとか，こんなことがありましたというお話を伺いたいのですが。何かございますか。

１　番

そういうことは全くありません。むしろ，周りの上司などには，行ってきますと言ったんですけれども，誰もそれについては全く触れもしないし，聞きもしないもので，守らないかんという気にも，そういう必要性もなく，ただ終わりました。

司会者

ありがとうございました。他の方はどうですか。何回かこういう会でお話を伺っていますと１番さんのような感じの方が多いんです。かえって周りの方が遠慮して，その話は避けるみたいな経験をしている方が多いんですけれども，皆さんはどうでしょうか。困ったことはありませんでしょうか。

３　番

私も主婦なので，ただ家から出ていって，今日行ってきますというだけで，別に他の人に話すこともありませんし。

司会者

皆さんそうでしょうか。こんな経験をしましたというようなことがあれば御披露していただければと思うのですか。特にございませんか。それでは，守秘義務以外のことで，今回の裁判員に関与したことが大変重荷だったと感じられている方はいますか。私の方からすると，特に強盗殺人のような，あるいは少年の大きな事

例のようなところに関与された方は，期間も長かったですし，心理的にも大きな負担がおありかなという気もするんですが，いかがでしょうか。

５　番

先ほど３番の方が言われたことにちょっと関係することなんですけれども，長野地裁に集まりなさいってきて，最後にボードに番号が出て，８人がすぐに決まって，８人の方が別室，今思い出せば評議室に行って，そこで宣誓をやると。私個人的に感じたのは，強制的に市民をこっちに参加させているなっていうような，自分自身は裁判員をやりたいんですが，そのへんの持って行き方というのが，ちょっと抵抗がありました。そこで，裁判の内容とスケジュールの説明があったんですが，そこでやっぱりワンクッションがあってもよかったんじゃないかなということですね。少し勉強したかった。例えば，専門用語とか事例とか，あるいは執行猶予について，どういうことなのかと，そういったことを勉強したかったと，少しでもかじっておけばいいということで，時間的な，心の余裕がほしかったということです。

司会者

ありがとうございました。今ちょっとお尋ねしかけたのですけれども，６番の方は法廷が１５日でしたかね，あって，そのあたりは内容は先ほどのように図面を作って分かりやすかったということですけれども，もう少し短くならないのかなといった率直な感じはないでしょうか。仮に短くするとしたら，どんなところを要領よくできたといったことがあれば，ぜひ教えていただきたいと思います。

６　番

短いにこしたことはないのですけれども，われわれみたいに会社勤めやっている人間は。だけど，事が事だけに短くして，簡略にしていいのか，十分審理できたのっていえば分からないし，先ほどもちょっと出ましたけれども，後になって，この証人は要らなかったよねっていうのは，聞いてみて初めて分かるわけで，それもやはり判断材料として，検察側なり弁護側が出してきた証人を法廷の場でわれわれが客観的にこの人を採用するとかしないとかということを決めればいいことなんで，やっぱりそうしますと，これだけの証人が出てくると，これだけの時間がかかるのはやぶさかではないと思いました。

司会者

ありがとうございました。検察官，弁護士の方でこれだけは聞いておきたいといったことがあれば。

小澤弁護士

現住建造物放火の事案の関係なのですが，法廷におられた方を尋問したというのは，当事者から請求させて調べたのか，それとも職権で証拠調べされたのか，そのへんはいかがでしょうか。

髙木裁判官

この事件では職権で採用したと思いますが，その証人の方はずっと，毎日傍聴に来ておられまして，弁護人にも検察官にも，この証人を調べますけれどもいいですかと聞きました。そうしましたところ弁護人も検察官も異議はないということでした。そして，被告人本人にもこの人を証人で聞くが，それでいいかと聞きました。そうしたところ被告人がぜひ聞いてほしいということでした。また，弁護人に念のために証人の方のところに行ってもらって，証人として出廷することについて異存はないかと弁護人に尋ねて

もらいました。そうしたら，その証人の方はぜひお話をしたいと言ってくれていますということでした。そして弁護人もぜひこのカウンセラーの方を聞いてほしいとおっしゃいました。そういった手順を踏みまして採用してお話を聞きました。

小澤弁護士

今のお話ですと，発問は主として裁判所がなさったということなのでしょうか。

髙木裁判官

いえ，弁護人からまずは聞いていただいたという記憶です。

司会者

他にございますか。

髙木裁判官

本日は皆様お忙しい中お集まりいただきありがとうございました。事実の認定が難しい事件，量刑が難しい事件，期間が長い事件，いろいろそのときにも熱心に，真剣に御参加いただきましてありがとうございました。そして，本日もまた真摯な御意見，貴重な御意見をいただきました。本日いただきました御意見をもとに私ども，よりよい制度としていくために，さらに勉強していきたいと思っております。今日は本当にありがとうございました。

司会者

マスコミの方にもおいでいただいていますので，御質問があれば。

記者（信濃毎日新聞）

補充裁判員の方は，評議では，最後の評決のときに，裁判官から意見を求められたら言うことができるけれども，多数決には加わることはできないという決まりになっていたと思うのですけれども，ずっと裁判の審理に加わってきたのだから，そこらへんを改

善すべきだとか，そういうことを考えていらっしゃる方がいたら教えてください。

司会者

１番から６番の方でこうしてもらった方がいいという方はいらっしゃいますか。

１　番

補充裁判員が最後に評決に加わってしまうと，裁判員の数が変わってきますので，今みたいに誰かが体調を崩すといったときに補充員が出ればいいだけの話であって，今のままで良いのではないかと思います。

司会者

補充裁判員というのは，元々そういう制度ですから。ただ，関与していただかないといざというときに出られないというので，準備しておいていただくという制度ですのでといった御意見でよろしいですね。

記者（信濃毎日新聞）

６番の方が，被告人が控訴していまして，控訴の結果が気になるというふうにおっしゃっていました。今まで意見交換会で出たかというのは記憶にないのですけれども，私が裁判員の経験者の方に話を聞く中で，例えば，控訴なり上告なりの結果とか判決の日とか教えてくれると助かるのにという意見を聞くことが多かったのですけれども，裁判所として，控訴の初公判とか，判決がどうなったかとか，そういうのを伝える仕組みを作ろうといったお考えはありませんでしょうか。

司会者

こちらで分かる情報については，関与された方からお問合せがあ

れば，お教えしているところだと思います。

記者（朝日新聞）

他の地裁などで，職場を休んだことによってクレームがついたといった意見が出ていたのですが，今日参加された方の中で，お勤めされている中で上司とか，同僚からの反応，先ほど何も触れられなかったという話もありましたが，もし，否定的な反応があれば，それを教えていただきたいのと，他の方が今後参加する際に職場を休んで参加しやすい方法などでお考えがあれば教えていただけますでしょうか。

３　番

私たちのやったグループの中で，会社でも重要な仕事をやっているらしくて，６時に終わったときも，終わってから４時間行って，１０時まで仕事をして帰ったというふうに言ってました。まあ，４時くらいに終われば，３，４時間残った仕事をやるにしても，そんなに遅くならないかなと思って，ちょっと今，その人のことを思い出して，毎日毎日，裁判が終わってから会社行って３，４時間は仕事をしてからじゃないと帰れなかったんだよって言ってましたので，ちょっとそんなことを不意に思い出しました。６時ではなくて４時ころにでも終わってくれればと思いました。

司会者

他には何かございますか。

３　番

今の話ですが，後で困ったとおっしゃるのはおかしいと思うんです。出られない人は選ばれた時点で断っていいことになっています。だから，そのへんをもうちょっと勉強してもらうっていってはおかしいけれども，裁判所の方で説明すべきなのかどうか。そ

のへんは，新聞社の方では，それを皆さんに分かるように話をしておいていただいた方がいいんじゃないかと思います。職場で困るというのは，全く私は無職ですけれどもおかしいと思うんです。出られない人は出られないと。あるいは，困ることがある人は断ってもよろしいということになっていたと思います。選ばれたからぜひ出なければいかんということではないかと思いますんで。そのへんのところも裁判所では説明があったんです。新聞社さんも説明していただくと具合がいいと思います。

5　番

私は去年，５月２１日に判決の日で，ちょうどこの裁判員制度が実施されて３年目ということで，終わってから８人全員がマスコミの質問を受ける場に出ました。その中で１人の方ができることなら関わりたくなかったという感想を述べたのですが，私はそれを聞いたときに，そういう気持ちで関わっていたのかというふうに私は個人的に思いまして残念でした。ですから，人選の場面でもう少しそのへんのところを，やる気があるのかないのかっていうところを判断されて人選された方がいいのかなと，個人的に思いました。

6　番

私も勤め人で役員をやっているのですけれども，役員だから出られた部分もあったと思います。先ほどおっしゃったように仕事が，評議等が終わったあとに自分でスケジュール管理して，できたのですけれども，これがもし，自分の部下が１５日間拘束されるとなるとどうなるのかなと，先ほど３番の方が無理だったら無理だという断りがあるのですが，会社としてもやはり出してやりたい，そうすると賃金等の不公正があってはいけないですけれども，で

きることならば終わった後に裁判所の方から，あなたは何日から何日，これだけ出ましたっていう一覧表の判子を押したものが来るんですけれども，評議は当然，短くなったりすることがあるんですけれども，公判自体はスケジュールが決まっていると思うんでよね。そうしたら，始まる前にあなたは裁判員として，何日，何日，何日出頭しなさいという言い方は変ですけれども，公的な制度で拘束してしまう，それを会社が行かされると，無理だったらしょうがないんですけれども，行かせられるなら行かそうということで，行く人間も堂々と行けるし，その間の仕事は誰かがやらなきゃいけない，戻ってこなくていいから一生懸命裁判やってと，いうことで，何か拘束力があれば，組織としてはもうちょっと裁判員裁判に参加しやすいのかなと思いました。

記者（朝日新聞）

もう１つ質問したいのですが，死刑判決を出されたことによって，その後もいろいろ気持ちの面で思い出すようなことがあったということなんですが，一種，心理的な負担かなというふうにも思うのですが，そのあたりのどんな気持ちになったのかというあたりをもし分かれば伺いたいです。

２　番

先日も死刑執行がありましたね。そのときちょっと被告の顔が浮かんでしまいました。また，新聞を見ていると私の担当した被告人の裁判が５月に最高裁の裁判が始まりますよね。一応，死刑になりましたけれども，この先どうなるか分かりませんけれども，報道で死刑が執行されましたとかテレビでやっているのがあった場合に，怖いな，どんなふうになっちゃうのかなっていう気持ちはあります。

３　番

この間グアム島で殺人もあったんですけれども，グアム島は死刑という制度がないって聞きましたけれども，私の担当した被告人は主犯格ではなかったもので，少し更生して無期懲役にでもならないかなあなんて，心の中でちょっと思いました。

司会者

それでは，今日はこのくらい終わりたいと思います。７名の皆さん，お忙しいところ本当にありがとうございました。いろいろなお話が伺えたと思います。裁判員裁判は今年の５月で丸４年になります。国民の間にも相当定着してきていて，裁判員の通知が来ても驚かない人，私のところにも来たかという人も多くなってきている。ただ，せっかく関与していただく以上，更に分かりやすく，良い裁判ができるように改善できるところは改善していきたいと思います。本日は本当にありがとうございました。引き続き裁判に興味を持っていただきますようよろしくお願いします。